

## ライブラリー事業に係る教育機材及び健康機器等貸出要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市町村保険者等が実施する健康祭り等各種イベントを支援するため、宮崎県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が管理する、教育機材及び健康機器等（以下「機材等」という。）を貸出す場合に必要な事項を定めることを目的とする。

### (貸出機材等)

第2条 貸出機材等は、下記のとおりとする。

- (1) 健康パネル
- (2) ビデオテープ、DVD（含オレンジタイム収録ビデオ）
- (3) 法被、のぼり
- (4) 体組成計
- (5) もの忘れ相談プログラム
- (6) ライフコーダーEX（生活習慣記録機）
- (7) 超音波骨量測定装置
- (8) アルテットライト（加速度脈波測定システム）
- (9) チェッカーくん（足指力測定器）
- (10) マイクロCOモニター（呼吸ガス分析装置）
- (11) オレンジ君着ぐるみ
- (12) イーゼルパネルセット
- (13) ロールアップバナー
- (14) その他の機材等

### (借受手続き)

第3条 保険者等が前条の機材等を借受ける場合は、健康機材等貸出簿（借用申込書）（様式1号）を連合会に提出するものとする。

### (運送費)

第4条 機材等の借用及び返却に伴う運送費については、保険者等が全額負担するものとする。また、機材の運送を委託する場合には、下記に記してある保険金額を負担する運送保険に加入しなければならない。

	機器名	保険金額
1	体組成計	1,000,000 円
2	超音波骨量測定器	800,000 円
3	もの忘れ相談プログラム	600,000 円

4	アルテットライト (含プリンター)	500,000 円
5	チェッカーくん	50,000 円
6	オレンジ君着ぐるみ	750,000 円

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として10日間とする。ただし、事前に連合会の承認を得た場合は、この限りではない。

(返却方法)

第6条 のぼり、法被に関してはクリーニング等をもって返却とする。

(賠償責任)

第7条 保険者等は、借受けた機材等を紛失もしくは破損した場合は、天災等やむを得ないと認められる場合を除き、賠償の責に任じなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、貸出について必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年8月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年8月12日から施行する。